

柳川商工商議所「生命共済見舞金制度」規約

(目的)

第1条 本制度は、当商工会議所が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「生命共済制度」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「生命共済制度」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金の各制度について規定するものであり、その対象者は会員事業所の「生命共済制度」に加入する事業主・役員及びその従業員（以下、「対象者」という。）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は当商工会議所に対し、「生命共済」の掛け金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、傷害通院見舞金・災害入院見舞金・病気入院見舞金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛け金が払い込まれている月の末日をもって「生命共済制度」から脱退するものとする。「生命共済制度」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員業所が所定の手続きにより「生命共済制度」から脱退する旨の意思表示を行ったとき。
- (2) 会員業所が当商工会議所の会員でなくなったとき。
- (3) 会員事業所が「生命共済制度」の掛け金を期日までに支払わなかったとき。
ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき。

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

2 見舞金は、日本国内における病院又は診療所において通院・入院の治療を受けた場合に支給する。

(請求権)

第6条 見舞金制度の請求権は、該当日（災害・病気入院開始日、事故通院開始日）より3年以内とする。

(付 則)

第1条 この規約は、平成17年2月1日より実施する。

別表1 見舞金給付内容

<給付する場合>

●傷害通院見舞金

対象者が不慮の事故を原因とする傷害を被り、5日以上医療機関へ通院された場合に、一人につき年2回を限度とし1口あたり日数に関わらず一律10,000円を傷害通院見舞金として支給する。

●災害入院見舞金

対象者が不慮の事故を原因とする傷害を被り、4日以内の入院をされた場合に、一人につき年1回を限度とし口数・日数に関わらず、一律10,000円を災害入院見舞金として支給する。

●病気入院見舞金

対象者が疾病により10日以上継続入院した場合に、一人につき年1回を限度とし口数・日数に関わらず、一律10,000円を病気入院見舞金として支給する。

●その他

- ・見舞金は、日本国内における病院または診療所において通院・入院の治療を受けた場合に支給する。
- ・整骨院・鍼灸院については、医師の同意による治療など各種健康保険が適用される場合のみ支給対象とする。
- ・見舞金を請求する権利は、その請求事由が生じた日の翌日から、その日を含めて3年以内とする。

<給付できない場合>

■見舞金制度共通

- ・福祉団体定期保険(生命共済制度)から死亡保険金、がん死亡保険金、災害保険金、高度障害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金を受けた場合は、見舞金支払いの支払い対象となりません。
- ・通院見舞金と入院見舞金は、重複して支給しません。
- ・詐欺行為による加入・更新があった場合に、その加入者(被保険者)の加入・更新が取り消しとなった場合
- ・保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合に、その加入者の加入更新が無効となった場合
- ・契約者、加入者、保険金受取人が、保険金などを搾取する目的で事故招致(未遂を含む)を行ったときや、暴力団関係者やその他の反社会的勢力に該当すると認められた時など、重大事由によりご契約の全部またはその加入者の部分が解約された場合
- ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- ・加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故によるとき、または加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転の間に生じた事故によるとき
- ・地震、噴火、またはこれらによる津波

- ・戦争、破壊、テロ、内乱、暴動等の変乱によるとき
- ・「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取り扱う
- ・請求当月分の掛け金が入金されないとき

■病気入院見舞金

- ・正常出産による入院の場合

■傷害通院見舞金

- ・針灸、あんま、マッサージへの通院の場合

■＜用語の定義＞

- ・対象者：生命共済制度に加入する会員事業所の事業主・役員および従業員
- ・特定親族：①対象者の配偶者②対象者の同居の親族。なお、ここにいう対象者と特定親族との続柄は事故発生時におけるものをいう。
- ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
- *身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。
- ・入院：医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること

別表2 見舞金請求書類

見舞金区分	必要書類
傷害通院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・通院日数・対象者名のわかる領収書等（コピー可）
災害入院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・入院日数・対象者名のわかる領収書等（コピー可）
病気入院見舞金	<ul style="list-style-type: none"> ・当所指定請求書 ・入退院日が明記された診断書または退院証明書または領収書（コピー可）